

協広島支部発第 250714-0/号

令和 7 年 7 月 14 日

広島県社会保険労務士会会長 様

全国健康保険協会広島支部長



職権発行による資格確認書の送付について（協力依頼）

平素より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従前の健康保険証につきましては、令和6年12月1日に発行を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長1年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者に対しては、本人の申請によらず、資格確認書を令和7年12月1日までに交付する必要があります。

以上のことから、令和6年11月29日までに資格取得（扶養認定）された加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者約1,200万人（全国での見込）に対して、資格確認書を被保険者住所へ送付いたしますのでお知らせします。なお、宛所不明等により返送された資格確認書については、改めて事業所に送付いたします。

貴会におかれましては、資格確認書送付にご理解を賜りますとともに、当該業務についての貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月29日までに資格取得（扶養認定）された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者※

※マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者とは

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない方
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

2. 送付物

- ・資格確認書
- ・案内リーフレット
- ・個人情報保護シール
- ・返信用封筒（資格喪失している場合の返信用）

3. 送付時期

〔全国〕令和7年7月下旬から10月下旬にかけて順次送付

〔広島〕令和7年10月から順次送付

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会
広島支部業務グループ

082-568-1011

音声ガイダンスで「②→①」をプッシュしてください